

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和5年2月27日
開 会 時 刻	午前9時00分
閉 会 時 刻	午前9時14分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司 ○井村貴志 宮崎 誠 楠木宏彦
	野崎隆太 吉井詩子 岡田善行 藤原清史
	西山則夫
	品川幸久 議長
	福井輝夫 副議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	宮崎 誠 楠木宏彦
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	1 3月市議会定例会の議事日程の変更について
	2 質疑・一般質問の発言順について
	3 報告議案の取扱いについて
説 明 員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

鈴木委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に宮崎委員、楠木委員の両委員を指名決定した。

始めに「3月市議会定例会の議事日程の変更について」を議題とし、中村議会事務局長から、追加議案が送付されたこと等による議事日程の変更についての説明があり、諮ったところ、事務局説明のとおり決定した。

次に、「質疑・一般質問の発言順について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり質疑について1名、一般質問について13名から通告があり、配付した「質疑・一般質問事項」は通告順に記載してあることが説明され、件数の配分も含め、3日間の議事の運営について協議し、まず発言順について諮ったところ、事務局説明及び配付の「質疑・一般質問事項」のとおり決定し、続いて、3日間の議事の運営については各日の件数、会議時間の延長などを含めた一切を議長に委ねることを諮ったところ、全員異議なくその旨を決定した。

次に、「報告議案の取扱いについて」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明があり、また、委員長からは、報告議案の取扱いに関する昭和29年の行政実例について、法律または条令で議決事項とされているもの以外については、議決の必要はないとの当時の行政課長の回答の紹介があり、委員から発言もなく、次回3月17日の議会運営委員会で改めて協議することと決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和5年2月27日

委員長

委員

委員

議会運営委員会 事務局説明文（令和5年2月27日）

【3月市議会定例会の議事日程の変更について】

それでは、議長に代わりまして御説明申し上げます。

議会運営委員会で審査をしていただいております「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の制定」につきまして、本会議で審議をいただくため、議事日程の変更案を作成いたしましたので、御説明を申し上げます。

また、発議案につきましては、お手元にお配りしておりますので参考にいただければと思います。

「日程案」を御覧ください。

先に御決定いただきましたとおり、本日この後、午前10時に本会議の継続会議をお開きいただきます。「議案第1号」から「37号」までの日程につきましては、先に御決定いただいたとおりで変更はございません。

次に、「発議第1号 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を上程し、議会運営委員会委員長による提案者説明、質疑の後、会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を行わず、討論の後、御決定いただきます。

発議第1号の審査後は、先の御決定どおり、一般質問をお願いすることとなります。

以上でこの日の日程は終わり散会となりますが、散会後に「予算特別委員会」をお願いすることといたしております。

次に、28日火曜日から3月17日金曜日、本会議閉会までの議事日程につきましては、先に御決定いただいた日程に加え、28日火曜日、本会議散会後に議会ICT検討分科会を、3日金曜日、予算特別委員会分科会終了後に広報広聴検討分科会をお願いすることといたしております。

また、3月17日の本会議閉会後ですが、「議会のあり方調査特別委員会」、「広報広聴検討分科会」をお願いすることといたしております。

なお、「議会のあり方調査特別委員会」につきましては、案件名については現在調整中ではありますが、「議会の広聴活動」、「議会資料のペーパーレス化」に関することについて御協議いただく予定としております。

以上のとおり日程の変更案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【質疑・一般質問の発言順について】

それでは、議長に代わりまして御説明申し上げます。

質疑・一般質問の通告につきましては、2月22日水曜日正午に締め切らせていただきましたが、先にお配りしております「質疑・一般質問事項」に記載のとおり、1名の方から議案質疑、13名の方から一般質問の通告がございました。

資料の「質疑・一般質問事項」は通告の順に記載してございますが、発言の順番につき

まして、御協議の上、御決定いただきたいと思えます。

また、質疑・一般質問を行う日程として、本日から3月1日水曜日までの3日間を充てておりますが、件数の配分も含め、3日間の質疑・一般質問に係る議事の運営をどうするかにつきましても、併せて御協議いただきたいと思えます。

それから、パネル等の使用の件ですが、吉岡議員、北村議員から、一般質問でスクリーンへの資料の映写の申出があり、議長において承認いたしましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【報告議案の取扱いについて】

「報告議案の取扱い」につきまして説明いたします。

これは「専決処分事項の報告」、「継続費繰越しの報告」、「事業会計予算の繰越し」など、報告議案として議会に上程している案件の取扱いにつきまして協議をお願いするものです。

資料1を御覧ください。

まず、1の「現状」です。

報告議案について、伊勢市議会では議会最終日に、①上程、②当局説明、③質疑、④討論、⑤決定と、最終的に承認することを諮る取扱いとしております。表には、今年度、報告議案として上程した案件の一覧と、その根拠法令を示しています。

別紙の「令和4年6月・9月・12月定例会に提出した報告案件」をお願いします。

全ての案件について言えることですが、根拠条文を見ますと、下線を引いている部分ですが、「議会に報告しなければならない」、「議会に報告」となっております。

先ほど言いましたように、伊勢市議会では、法令等で「議会に報告」となっている案件を、討論、採決をし、承認をする扱いとしております。そのため、採決まで行っている状況について、全国市議会議長会に問い合わせたところ、「報告するだけでよいため、採決の必要はない。見直していくべきである」と指摘を受けまして、今回、協議をお願いするものであります。

次に、資料1に戻っていただきまして、2の「県下の状況」をお願いします。

これは、県下各市の報告議案の取扱いの状況を示しております。伊勢市議会は先ほど説明したとおり、上程から決定まで行っております。

次に、上程、当局説明、質疑まで行っているのは、津市議会ほか7市議会。

上程し、当局説明で終えているのが、桑名市議会ほか2市議会。

その下の、伊賀市議会については、上程、当局説明、質疑まで行うものと、諸般の報告の中で資料配付するものと、案件により分けているとのことです。

名張市議会については、伊賀市議会の一部のものと同様に、本会議の諸般の報告の中で、資料を配付しているとのことです。

伊勢市議会以外のいずれの議会におきましても、本会議で報告議案として説明を行うか、あるいは諸般の報告の中で資料を配付して報告としているかの違いはありますが、報告を行い、採決は行っていない状況でございます。

次に、3、今後の議会对応案です。

これらの状況を委員長に報告し、全国市議会議長会で指摘を受けましたように、「見直していくべき」とのことから、今後の取扱いについて、案を提案させていただきます。

1つ目に、報告議案として上程される議案については、法などで「議会に報告」とされていることから、上程、当局説明、質疑までに止め、討論、決定（採決）は行わないこととする。

2つ目に、これの実施時期については、令和5年6月定例会からとすることの2点を提案させていただきます。

説明は以上です。よろしく御協議いただきますようお願いいたします。